

デイサービスセンター あじさい・第二あじさい 利用料金表

利用者負担の割合が1割の方（介護保険負担割合証参照）

新庄市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

	週1回程度の利用		週2回程度の利用	
	月 額	個人負担分	月 額	個人負担分
利 用 料	¥16,550	¥1,655	¥33,930	¥3,393
サービス提供体制強化加算	¥720	¥72	¥1,440	¥144
合 計	¥1,727		¥3,537	
介護職員処遇改善加算	1ヶ月の利用総単位に5.9%を乗じた額			

☆ 利用料金は月額ですが、食事を希望する方は1回利用ごとに550円の自己負担となります。

通所介護費（通常規模型通所介護費）（1日当り）

サービス提供時間：6時間 以上 7時間 未満

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	¥5,750	¥6,790	¥7,840	¥8,880	¥9,930
個人負担分	¥575	¥679	¥784	¥888	¥993
入浴介助加算 (入浴した場合のみ)	¥50	¥50	¥50	¥50	¥50
サービス提供体制強化加算	¥18	¥18	¥18	¥18	¥18
合 計	¥643	¥747	¥852	¥956	¥1,061
介護職員処遇改善加算	1ヶ月の利用総単位に5.9%を乗じた額				

☆ 食事を希望される方は1回利用ごとに550円の自己負担となります。

※ サービス提供体制強化加算・・・介護職員総数のうち、介護福祉士の資格を有する者が5割以上の場合に算定できる。

※ 介護職員処遇改善加算・・・介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行っている事業所が算定できる。